

事業承継税制の対象となる会社

Q : 今年度の税制改正では、事業承継税制の見直しがされるそうですが、対象となる会社はどんな会社ですか？

A : 中小企業基本法に定められている中小企業が対象となります。

【解説】

今年度の税制改正では、事業承継税制の見直しが行なわれ、一定の要件の下、非上場株式等に係る相続税の80%相当額が納税猶予される制度が創設されることとなっています。

この制度の対象となる会社は、中小企業とされていますが、税務上の中小企業とは次のように若干範囲が違いますので注意が必要です。

税務上の中小企業は、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の中小企業をいいますが、この制度の対象となる中小企業は、中小企業基本法に定めている中小企業をいい、①製造業、運輸業、建設業その他の業種で資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員数が300人以下の会社、②卸売業で資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は従業員数が100人以下の会社、③小売業で資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下又は従業員数が50人以下の会社、サービス業で資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下又は従業員数が300人以下の会社などが対象になっています。

